

◎新潟県告示第160号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和6年2月20日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100 リットル	04840192 04840193	2	新潟市中央区竜が島1丁目3-1 新商株式会社 埠頭事務所